

校 良田山

一 不闕二時勤行の致天下安否の由

祈禱事

一 毎月十七日改 東照大権現御法事

一 毎月四月十日 東照権現護法書

一 徳川徳政奉行十六日一夜護法書

一 法事一勤く多し不孝者金寺を

一 一乃之料事

一 毎日開山 茶湯堂法回下下

一 悔怠事

一 天下制法不及申肯本寺く下

一 不の致私指の事

一 一寺に法門徒不闕二季

一 各令教へ侍單一も其の事

一 於令法之代物者又之る事

一 三季に護法の中 掃勤三人充

一 定及者取持一勤く事

一 一冬に祝毎年花霜月十三日宣頂一

一 有規の事

一 法末寺の元祝宣頂の時も其集

一 法末寺の中官位補任法事下

一 但一寺の中 不の乱事

一 不道天の宣案之傳はり奪す金綱

一 袈裟不の者事

一 法末寺私宣法不の執行事

一 毎年正月本寺 年以儀事

一 門中加行護摩の儀事

一 九字護摩の儀事

一 末寺の法事時儀不可改引導下

一 窺が寺事

一 法末寺門徒不氣本寺不の

一 任持事

一 法末寺の法事 新直末の宣法門

一 徒但勤字の事之福席三列事

一 能雖若世也思量し人 乱れ僧之

一 早の事 宣法も法事 同宣法 乱

一 行事 令儀 宣法 宣法 宣法

一 是又早の改進 宣法 宣法

一 一乃の派事

一 境内竹木根不の伐採事

一 肯師命去難道若化不の伐採

一 為戒弟子 宣法 宣法 宣法

右條の宣つ相守る也

寛永二十歳九月十七日

長樂寺當住山門三院執行探題大僧正天海

おきてがき

37 長樂寺掟書

寛永20年(1643年)9月17日

この文書は、徳川家康の側近として活躍した天海が定めた寺内法度です。天海は、慶長17年(1612年)に家康より徳川氏ゆかりの寺である長樂寺の住持(任職)に任命されます。掟書は20箇条からなり、家康の月命日の法要を行うこと、末寺は季節の挨拶を欠かさぬこと、末寺は門徒の葬儀について本寺に相談することなく行ってはならないこと、師僧の命に背く弟子は寺から追放すること等の厳しい内容が記されています。

長樂寺文書 H84-15-1 近世 ①/長0

画像提供: 太田市教育委員会

【37】 長樂寺掟書

(H84-15-1-1近世 長樂寺文書 ①/長0)

〔読み下し文〕

掟書 良田山

一、二時の勤行を闕さず天下安全の御祈禱を致すべき事

一、毎月十七日東照大権現御法事致すべき事

一、毎年四月十七日 東照権現護法書 諸末寺・諸門徒出仕致し、十六日の夜論議、十七日法事これを勤むべし、若し不参に於いては、金子壹両過料たるべき事

一、毎日開山の茶湯・靈供回向懈怠有るべからざる事

一、天下制法申すに及ばず、本寺の下知に背き私検断致すべからざる事

一、本寺へ諸門徒三季の出仕、闕すべからず、若しこれ煩わしむる時早く其の断り有るべし、左右無く之を闕しむるに於いては、代物老實文過料たるべき事

一、三季の講演、門中輪番三人宛役者・取持を定め、之を勤むべき事

一、先規の如く毎年霜月十三日より灌頂執行有るべき事

一、諸末寺先規の如く灌頂の時集來有るべき事

一、諸末寺・門中官位補任次第座居たるべし、但し一寺門中混乱有るべからざる事

一、大阿闍梨を遂げざる者、伝法引導并に金襴袈裟着すべからざる事

一、諸末寺に於いては、私灌頂執行有るべからざる事

一、毎年正月本寺へ年頭の儀、末寺門徒不参致すべからざる事

一、門中加行護摩等の儀は申すに及ばず、九字護身法まで猥りに許すべからざる事

一、末寺門徒逝去時、猥りに引導致すべからず、本寺に窺うべき事

一、諸末寺並びに門徒に於いて、本寺に窺わず住持居くべからざる事

一、古来より門徒跡新直末の衆皆門徒に属す、但し勤学の輩は論席列座有るべき事

一、縦世出世器量の人たると雖も、乱行僧に於いては、早く追放せしむべし、若し弟子同宿中乱行の事風聞せしむるに於いては、実否を糺し事実たるに於いては、是れ又早く追放致すべし、隠し置くに於いては師弟とも同罪たるべき事

一、境内竹木猥りに伐採すべからざる事

一、師命に背く者、縦所化たると雖も介抱すべからず、且我が弟子たると雖も不孝の輩に於いては、追放せしむべき事

一、右条々堅く相守るべきもの也

寛永二十歳九月十七日

長樂寺當住山門三院執行探題大僧正天海

(花押)